（様式１別紙１）

移住支援金及び地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　北海道移住支援事業及び北海道地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び斜里町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、北海道移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金及び地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金又は地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金又は地方就職支援金の申請日から３年未満に斜里町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）北海道移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（４）移住支援金又は地方就職支援金の申請日から３年以上５年以内に斜里町以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　　（ただし、地方就職支援金に関しては、退職から３カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合は返還対象から除く）

３　移住支援金又は地方就職支援金の支給を受けた後に実施される斜里町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。